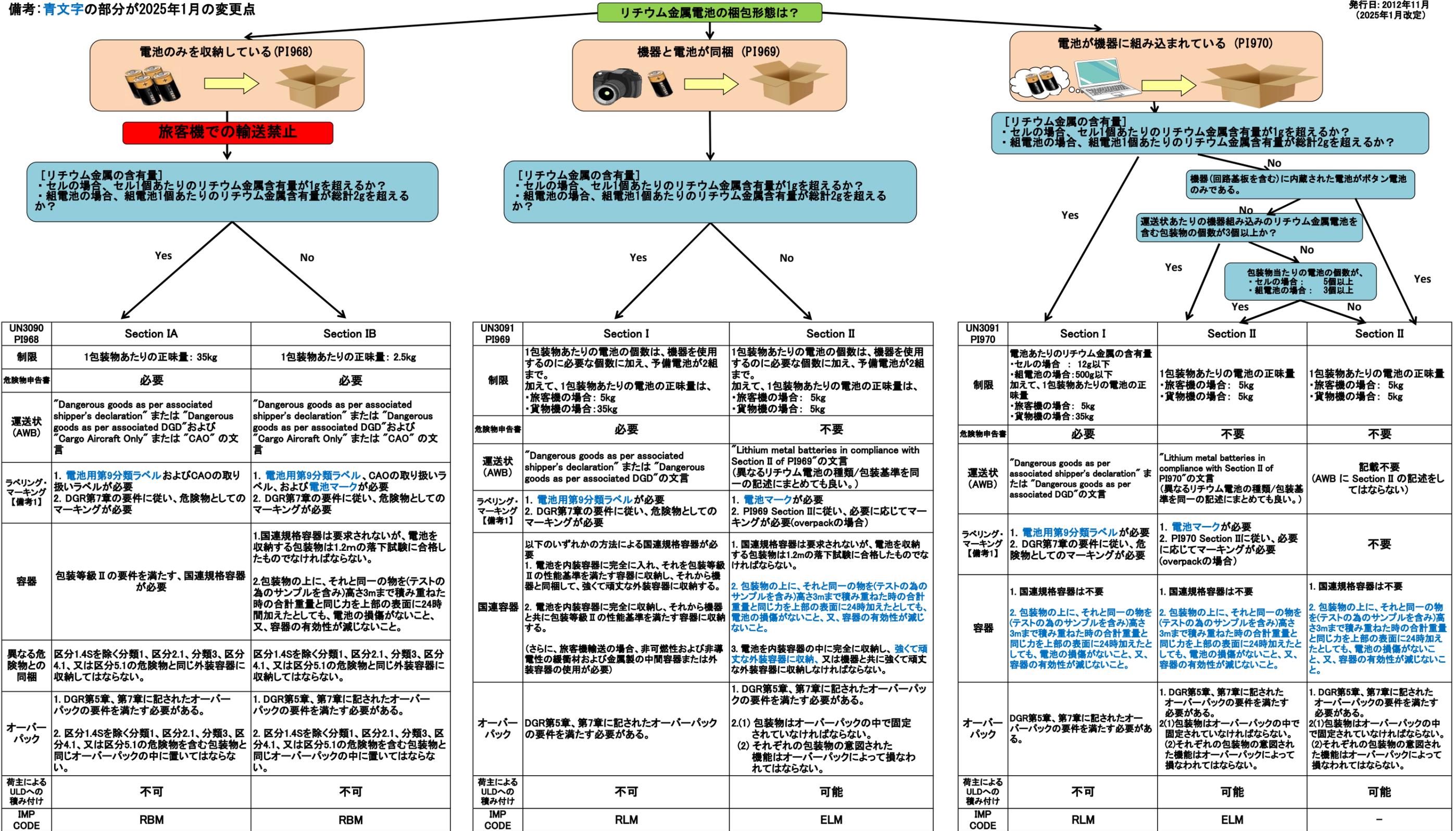


リチウム金属またはリチウム合金のセル及び組電池の取り扱い一覧表 (UN3090, UN3091)

備考: 青文字の部分が2025年1月の変更点



UN3090 PI968	Section IA	Section IB
制限	1包装物あたりの正味量: 35kg	1包装物あたりの正味量: 2.5kg
危険物申告書	必要	必要
運送状 (AWB)	"Dangerous goods as per associated shipper's declaration" または "Dangerous goods as per associated DGD" および "Cargo Aircraft Only" または "CAO" の文言	"Dangerous goods as per associated shipper's declaration" または "Dangerous goods as per associated DGD" および "Cargo Aircraft Only" または "CAO" の文言
ラベリング・マーキング【備考1】	1. 電池用第9分類ラベル および CAO の取り扱いラベルが必要 2. DGR 第7章の要件に従い、危険物としてのマーキングが必要	1. 電池用第9分類ラベル、CAO の取り扱いラベル、および電池マークが必要 2. DGR 第7章の要件に従い、危険物としてのマーキングが必要
容器	包装等級 II の要件を満たす、国連規格容器が必要	1. 国連規格容器は要求されないが、電池を収納する包装物は 1.2m の落下試験に合格したものでなければならない。 2. 包装物の上に、それと同一の物を (テストの為にサンプルを含み) 高さ 3m まで積み重ねた時の合計重量と同じ力を上部の表面に 24 時間加えたとしても、電池の損傷がないこと、又、容器の有効性が減じないこと。
異なる危険物との同梱	区分 1.4S を除く分類 1、区分 2.1、分類 3、区分 4.1、又は区分 5.1 の危険物と同じ外装容器に収納してはならない。	区分 1.4S を除く分類 1、区分 2.1、分類 3、区分 4.1、又は区分 5.1 の危険物と同じ外装容器に収納してはならない。
オーバーパック	1. DGR 第5章、第7章に記載されたオーバーパックの要件を満たす必要がある。 2. 区分 1.4S を除く分類 1、区分 2.1、分類 3、区分 4.1、又は区分 5.1 の危険物を含む包装物と同じオーバーパックの中に置いてはならない。	1. DGR 第5章、第7章に記載されたオーバーパックの要件を満たす必要がある。 2. 区分 1.4S を除く分類 1、区分 2.1、分類 3、区分 4.1、又は区分 5.1 の危険物を含む包装物と同じオーバーパックの中に置いてはならない。
荷主によるULDへの積み付け	不可	不可
IMP CODE	RBM	RBM

UN3091 PI969	Section I	Section II
制限	1包装物あたりの電池の個数は、機器を使用するのに必要な個数に加え、予備電池が2組まで。加えて、1包装物あたりの電池の正味量は、 ・旅客機の場合: 5kg ・貨物機の場合: 35kg	1包装物あたりの電池の個数は、機器を使用するのに必要な個数に加え、予備電池が2組まで。加えて、1包装物あたりの電池の正味量は、 ・旅客機の場合: 5kg ・貨物機の場合: 5kg
危険物申告書	必要	不要
運送状 (AWB)	"Dangerous goods as per associated shipper's declaration" または "Dangerous goods as per associated DGD" の文言	"Lithium metal batteries in compliance with Section II of PI969" の文言 (異なるリチウム電池の種類/包装基準を同一の記述にまとめても良い。)
ラベリング・マーキング【備考1】	1. 電池用第9分類ラベルが必要 2. DGR 第7章の要件に従い、危険物としてのマーキングが必要	1. 電池マークが必要 2. PI969 Section II に従い、必要に応じてマーキングが必要 (overpack の場合)
国連規格容器	以下のいずれかの方法による国連規格容器が必要 1. 電池を内装容器に完全に入れ、それを包装等級 II の性能基準を満たす容器に収納し、それから機器と同梱して、強く頑丈な外装容器に収納する。 2. 電池を内装容器に完全に収納し、それから機器と共に包装等級 II の性能基準を満たす容器に収納する。 (さらに、旅客機輸送の場合、非可燃性および非導電性の緩衝材および金属製の中間容器または外装容器の使用が必要)	1. 国連規格容器は要求されないが、電池を収納する包装物は 1.2m の落下試験に合格したものでなければならない。 2. 包装物の上に、それと同一の物を (テストの為にサンプルを含み) 高さ 3m まで積み重ねた時の合計重量と同じ力を上部の表面に 24 時間加えたとしても、電池の損傷がないこと、又、容器の有効性が減じないこと。 3. 電池を内装容器の中に完全に収納し、強く頑丈な外装容器に収納しなければならない。
オーバーパック	DGR 第5章、第7章に記載されたオーバーパックの要件を満たす必要がある。	1. DGR 第5章、第7章に記載されたオーバーパックの要件を満たす必要がある。 2. (1) 包装物はオーバーパックの中で固定されていなければならない。 (2) それぞれの包装物の意図された機能はオーバーパックによって損なわれてはならない。
荷主によるULDへの積み付け	不可	可能
IMP CODE	RLM	ELM

UN3091 PI970	Section I	Section II	Section II
制限	電池あたりのリチウム金属の含有量 ・セルの場合: 12g 以下 ・組電池の場合: 500g 以下 加えて、1包装物あたりの電池の正味量は、 ・旅客機の場合: 5kg ・貨物機の場合: 35kg	1包装物あたりの電池の正味量 ・旅客機の場合: 5kg ・貨物機の場合: 5kg	1包装物あたりの電池の正味量 ・旅客機の場合: 5kg ・貨物機の場合: 5kg
危険物申告書	必要	不要	不要
運送状 (AWB)	"Dangerous goods as per associated shipper's declaration" または "Dangerous goods as per associated DGD" の文言	"Lithium metal batteries in compliance with Section II of PI970" の文言 (異なるリチウム電池の種類/包装基準を同一の記述にまとめても良い。)	記載不要 (AWB に Section II の記述をしてはならない)
ラベリング・マーキング【備考1】	1. 電池用第9分類ラベルが必要 2. DGR 第7章の要件に従い、危険物としてのマーキングが必要	1. 電池マークが必要 2. PI970 Section II に従い、必要に応じてマーキングが必要 (overpack の場合)	不要
容器	1. 国連規格容器は不要 2. 包装物の上に、それと同一の物を (テストの為にサンプルを含み) 高さ 3m まで積み重ねた時の合計重量と同じ力を上部の表面に 24 時間加えたとしても、電池の損傷がないこと、又、容器の有効性が減じないこと。	1. 国連規格容器は不要 2. 包装物の上に、それと同一の物を (テストの為にサンプルを含み) 高さ 3m まで積み重ねた時の合計重量と同じ力を上部の表面に 24 時間加えたとしても、電池の損傷がないこと、又、容器の有効性が減じないこと。	1. 国連規格容器は不要 2. 包装物の上に、それと同一の物を (テストの為にサンプルを含み) 高さ 3m まで積み重ねた時の合計重量と同じ力を上部の表面に 24 時間加えたとしても、電池の損傷がないこと、又、容器の有効性が減じないこと。
オーバーパック	DGR 第5章、第7章に記載されたオーバーパックの要件を満たす必要がある。	1. DGR 第5章、第7章に記載されたオーバーパックの要件を満たす必要がある。 2. (1) 包装物はオーバーパックの中で固定されていなければならない。 (2) それぞれの包装物の意図された機能はオーバーパックによって損なわれてはならない。	1. DGR 第5章、第7章に記載されたオーバーパックの要件を満たす必要がある。 2. (1) 包装物はオーバーパックの中で固定されていなければならない。 (2) それぞれの包装物の意図された機能はオーバーパックによって損なわれてはならない。
荷主によるULDへの積み付け	不可	可能	可能
IMP CODE	RLM	ELM	-

【備考1】 電池用第9分類ラベル、CAOラベル、電池マークを2面にまたがって貼付してはならない。
【備考2】 リチウム電池の製造業者とそれに続く配送業者は、2003年7月1日以降に製造されたリチウム電池について、試験方法及び判定基準の国連マニュアルのパートIII、サブセクション38.3、段落38.3.5に定められた試験の要点を参照出来るようにしなければならない。